

# 文教福祉常任委員会会議録

令和4年11月10日

寒川町議会



出席委員 岸本委員長、橋本副委員長  
小泉委員、山上委員、天利委員、関口委員、山田委員、佐藤（正）委員、柳田委員、  
横手委員  
佐藤（一）議長

説明者 伊藤学び育成部長、大八木スポーツ課長、佐糠主査、長岡主任主事  
案 件  
(付託議案)

1. 議案第55号 寒川町営さむかわテニスコート条例の制定について

午後2時05分 開会

【岸本委員長】 皆さん、こんにちは。本会議の休憩中ではございますが、ただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

本日の案件につきましては、次第のとおり、付託議案1件でございます。

議案の内容につきましては、本会議場で提案説明がございましたが、再度、内容をご説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第55号 寒川町営さむかわテニスコート条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

伊藤学び育成部長。

【伊藤学び育成部長】 付託議案、議案第55号 寒川町営さむかわテニスコート条例の制定につきまして説明申し上げます。説明につきましては、大八木スポーツ課長より行います。よろしく願い申し上げます。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 それでは、寒川町営さむかわテニスコート条例の制定についてご説明申し上げます。初めに、本会議において伊藤学び育成部長が説明した内容と重複する部分がございますが、あらかじめご了承くださいませようお願いいたします。

現在さむかわ庭球場は、令和5年度初頭のリニューアルオープンを目指して全面改修を行っております。新しいテニスコートは、雨など悪天候に強く、体に優しい砂入り人工芝コート4面を配し、照明完備により夜間利用ができるようになります。また、町民等の先行予約完了後において、空いた時間には町民以外の利用も可能とし、施設管理に指定管理者を当てることとするなど、利用者の拡大と施設の有効利用を図り、スポーツの振興と町民皆様の心身の健全な発達に寄与するため、寒川町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例を改正するものです。

このたびの改正は、範囲が広く、改正事項が全ての条項に及ぶことから、一部改正の方式ではなく、複雑で分かりにくくなることもあり、その一方で、庭球場の施設及び管理等は引き続き存続するものであることから、従前の当該条例を廃止した上で新規に条例を制定する形ではなく、従前の条例を全部改正し、これをもって新たに制定する形となっております。したがって、新旧対照表はございません。

それでは、タブレット資料01-01議案の寒川町営さむかわテニスコート条例をご覧ください。この条例案に基づき説明させていただきます。まず、庭球場の新装再開を機に施設名称を「さむかわ庭球場」から「さむかわテニスコート」に改め、これにより条例名も表記のように改めます。また、県内公営テニスコート67施設を調べたところ、およそ70%となる47施設で名称にテニスコートを採用しており、また、これを機会に若年者を含むより広い利用者に施設に親しんでもらうことを意図し、テニスコートといたしております。

題名の次には全部改正の趣旨を明らかにする制定文を2行付しております。これ以外は新規制定の場合と同様の説明となります。まず初めに、第1条では、条例制定の趣旨を、第2条では、テニスコートの設置目的と所在地を定めています。所在地は、従来の場所と変わりません。第3条では、施設の管理を指定管理者が行うこととすることを定めており、同条第3項において、指定管理者の指定の手續等については、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の定めるところにより行うこととしております。第4条では、利用手續とその承認について、第5条では、利用制限について定めております。第6条では、テニスコートと夜間照明の利用料金を定めております。コートの利用料金は、施設の運営維持管理経費と施設自体のコストを基に利用促進が図れる金額、そして県内他自治体における設定料金に鑑み算定しております。夜間照明利用料金は、実費相当となっております。利用料金は、別表に示しており、町民等はテニスコート1面2時間1,500円、夜間照明利用料は1時間当たり300円とし、この額を上限に指定管理者が町長の承認を得て料金設定することとしております。これは、利用の促進や利用者拡大を念頭に、料金設定について指定管理者の組織努力、創意工夫等を発揮していただくことを狙い、裁量のある形となっております。また、新たに町外者の利用料金も同表で定めております。額は町民利用の約1.5倍を目安に設定しており、この倍率は先行するほかの町内屋外スポーツ施設や隣接の茅ヶ崎市等に準じたものとなっております。併せて同別表では、備考の第2項において、営利目的または参加料徴収時の利用についての料金設定をしております。この設定は、先行の町内スポーツ施設、総合体育館等の例に準じたものとなっております。そして、利用料金収入は、同条第2項で指定管理者の収入とすることを定めております。

条文に戻ります。次の第7条では、利用料金は減免できる旨を規定し、第8条では、利用の取消しや利用を中止する場合を定めています。続いて、第9条では、利用者に利用後の原状回復を課し、第10条では、施設設備を損傷、滅失させたものに対し、その損害の賠償の義務を定めています。第11条は、規則への委任規定となっております。

最後に、附則です。第1項において、本条例の施行期日を令和5年4月1日からと定め、第2項では、準備行為として、指定管理者の指定に必要な行為は本条例施行日前においても行えること、第3項では、経過措置として、本条例の施行日前日までに従前の条例の規定によりなされた処分、その他の行為は、本条例の相当規定によりなされたものとみなすことを定めております。

条例改正についての説明は以上となります。

なお、条例の改正に伴い条例を補完する規則の改正につきましても、条例同様に全部改正となっておりますことから、新旧対照表はございません。そのためタブレット資料01-02参考資料に、寒川町営さむかわテニスコート条例施行規則（案）を添付させていただいております。本規則が条例施行に関し必要な事項を定めているものとなっております。後ほどご覧いただければと思います。

これまで新しい町営テニスコートの関係例規の制定を説明させていただきましたが、現行例規と改修後の例規の変更点を比較した表として、タブレット資料01-03参考資料寒川町営さむかわ庭球場改修による変更点を添付させていただいております。ご参考までにご覧いただければと思っております。

以上で、寒川町営さむかわテニスコート条例の制定について説明を終わります。ご審査よろしく願います。

**【岸本委員長】** 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

**【山田委員】** 今回の条例に関しては、元の庭球場条例を今度テニスコート条例に替えるということですけど、この中でお聞きしたいのが、今回指定管理者を指定することができるということが足されたということになると思うんですけど、これに関して指定管理者制度による管理のメリット、デメリットにはどういうものがあるのかお聞きします。それと、指定管理者についてですけど、指定管理もいろいろあると思うんですけど、これに関しては民間企業も想定しているのかお聞きします。あともう一つ、今まで総合体育館とか公民館、町営プールなどで指定管理者が指定されているわけですけど、これに関して独自事業とか、そういうものを想定しているのかお聞きします。

以上です。

**【岸本委員長】** 以上3点になります。

大八木課長。

**【大八木スポーツ課長】** ただいまのご質問についてお答えします。まず、指定管理者に対するメリット、デメリットということでございまして、もともと指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するために、民間のノウハウを活用して住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的に制度がございまして、そういったメリットがございまして。また、デメリットについては、特に私どもとしては考えておりません。サービスの向上につながるものと信じております。また、独自のなものということなんですけども、自主事業、こちらは当然そこが指定管理者の裁量の魅力だと思いますので、どんどんこちらは提案していただきながら住民サービスの向上につなげていただきたいと思います。あと一点、すみません、順番が逆になりまして。民間企業を想定しているかということなんですけども、民間の活力や民間の営業のノウハウ、サービスのノウハウというものを提供していただくことが目的の1つでもありますので、民間企業の活用を考えております。

以上でございます。

**【岸本委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** まず、指定管理者制度のメリット、デメリットという点では、メリットしかないというお考えということで、民間ノウハウとか、そういうものであるということ、デメリットは見当たらない

いということですが、指定管理者制度に関しては民間企業も想定しているということで、あと、それから自主事業を想定しているということでもあります。その点に関してですけど、今回この条例の中では利用料に関しては指定管理者の収入として見ると、たしか説明があったと思うんですけど、そうしますと、自主事業に対しても指定管理者の収入なるのかなと思われま。そうしたときに、指定管理者が決まった場合、今度は指定管理料、そういうものも、これに関しては、まだこれから先のことになると思うんですけど、そういうことになってきますけど、指定管理料に関して収入が発生した場合、指定管理料の変動というか、そういうものがあるのかお聞きします。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまの質問ですが、指定管理料の算定については、当然施設の利用料が経費の一部として反映されるものですから、歳入が増えれば、指定管理料、町からの支出も減るものと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 この項目の中には入っていないんですけども、いわゆるCRM、コンシューマリレーションマーケティング、会員向けのデータベースも含めた様々なマーケティングサービスを行うような考え方が出てきた場合、この条例はどのように変わってくるのか、それを教えてください。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいま委員から質問がございましたマーケティングサービスが運用される場合のことなんですけども、個人情報関係につきましては、指定管理者の選定の募集要項の中にも入ってきますので、それをクリアしていることによって、こういったサービスの提供は受けられると考えておりますので、今回の条例上の変更等は必要ございませんと考えております。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

小泉委員。

【小泉委員】 先ほど指定管理者による自主事業等も検討されるというようなお話でしたが、自主事業と、あと一般に解放される時間、これをどれぐらいまで自主事業に使うことがあり得ると想定されているのか、ないしは指定管理者さんと契約する際に、この辺りも時間の配分ですね。これもちゃんと踏まえて契約をされるのかという点をお尋ねいたします。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 ただいまのご質問にお答えします。自主事業の事前の時間配分につきましては、募集要項の中でうたっている要項といたしましては、利用者の利用を害さない範囲の中で自主事業を展開するよ。ということを示しておりますので、利用者の方に影響のない範囲で行っていくことが示されております。

以上でございます。

【岸本委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

天利委員。

【天利委員】 1点だけ教えていただきたいんですが、ここの自主事業とか、いろいろと指定管理制度というのは関わってくるんですけども、庭球場だけじゃなくて、あそこに駐車場が多分あるはずなんですけども、そちらも含めた形の指定管理になるんでしょうかと思って、確認して。

【岸本委員長】 大八木課長。

【大八木スポーツ課長】 施設の範囲としては外れてしまいます。ただし、運営上、運用上、安全管理の上で、プールでもそうなんですけども、シルバー人材センターの方を配置していただいたのは、プールの指定管理業者が配置していただくことになっておりますので、そういった運営上の経費としては見込んでおります。

以上です。

【岸本委員長】 他にございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

---

【岸本委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日文教福祉常任委員会に付託されました議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定ですが、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 では、このまま討論に入ります。

それでは、議案第55号 寒川町営さむかわテニスコート条例の制定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回の条例に関してですけど、テニスコートというものは、スポーツ振興、町民の福祉増進に必要なものです。これに関しては否定しません。また公の施設に関しては、住民の福祉の増進に寄与するために設けられた施設です。寒川町営さむかわテニスコート条例は、指定管理者による管理ができるようになります。民間企業の参入も考えられます。民間企業は営利目的で運営されるわけで、公の施設を利用して利益を上げることになります。撤退による、また利用者の混乱も懸念されます。さむかわ庭球場は行政と町民で造り上げた施設です。また町直営で行うべきとして反対いたします。

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

天利委員。

【天利委員】 今回指定管理者制度というところでも変更になってきているんですが、民間の活力を大いに使いながら、町民のサービスの一環として変更後のリストを見てみますと、利用者が非常に使いやすくなるために工夫をされているところがございますので、通年で利用者さんが気持ちよく利用されるというところに鑑みますと、あと利用料もかなり低く抑えられているという面を含めまして、賛成いたします。

【岸本委員長】 次に、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【岸本委員長】 賛成討論のある方。

横手委員。

【横手委員】 賛成の立場から討論させていただきます。今前段の賛成された委員と重なるんですけど、民間の活力をしっかりと利用すること、何よりもサービスの向上、これを利用者を与えること、それが町民にまで波及していく、それによってさらにテニスコートの利用者が増えていく、負ではない正のスパイラルを生み出すと、間違いなくそう考えておりますので、私は賛成とさせていただきます。

以上です。

【岸本委員長】 それでは、これより議案第55号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【岸本委員長】 賛成多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして、文教福祉常任委員会を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後2時23分 閉会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和5年2月21日

委員長 岸 本 優